

12

令和 8 年第 4 回
多治見市議会定例会
議 案 説 明 資 料

令和 8 年 8 月 19 日

目 次

報第22号	専決処分の報告について -----	1
報第23号	専決処分の報告について -----	1
報第24号	専決処分の報告について -----	1
報第25号	専決処分の報告について -----	1
報第28号	令和7年度決算に基づく健全化判断比率の報告について -----	2
報第29号	令和7年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について -----	3
議第79号	多治見市歳入等及び公の施設の利用料金の納入方法の特例を定める条例を 制定するについて -----	5
議第80号	多治見市印鑑条例の一部を改正するについて -----	6
議第81号	多治見市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す るについて -----	6
議第82号	多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて -----	6
議第83号	令和8年度多治見市一般会計補正予算（第3号）	
議第84号	令和8年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第85号	令和8年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議第86号	令和8年度多治見市下水道事業会計補正予算（第2号）	
議第87号	令和8年度多治見市病院事業会計補正予算（第1号）	
1	令和8年度会計別補正予算表 -----	8
2	令和8年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容 -----	9
3	令和8年度一般会計税等内訳一覧表 -----	19
4	令和8年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容（継続費・繰越明許費・債 務負担行為） -----	20
5	特別会計の主な事業内容 -----	22
6	企業会計の主な事業内容 -----	23
7	財政判断指数の見込み -----	24
議第88号	物品供給契約の締結について -----	25
議第89号	土地の処分について -----	25
議第90号	指定管理者の指定について -----	27
議第91号	指定管理者の指定について -----	27
議第92号	多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協 議について -----	28
議第93号	多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協議 について -----	28
議第94号	多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協議 について -----	28
議第95号	多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協議 について -----	28
議第96号	東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約	

	の変更に関する協議について -----	28
議第97号	第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて -----	29
議第98号	第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて -----	30
議第99号	多治見市教育委員会教育長の任命について -----	31
議第100号	多治見市教育委員会委員の任命について -----	31
議第101号	多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について -----	31
議第102号	多治見市公平委員会委員の選任について -----	31
議第103号	多治見市子どもの権利擁護委員の選任について -----	31
諮第1号	人権擁護委員の推薦について -----	32

報第22号 専決処分の報告について

令和8年3月31日午前10時50分頃、市内京町2丁目地内のアパート敷地内において、本市職員（三の倉センター所属）が、公用車（ごみ収集車）をごみステーションに寄せようと右にハンドルを切った際、同車の右側後輪が汚水^{ます}枡を通過し、鋳物製の汚水^{ます}枡蓋を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和8年5月29日、82,280円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

報第23号 専決処分の報告について

令和7年12月16日午後2時18分頃、市内京町2丁目地内の交差点付近において、本市職員（南消防署所属）が、信号が青に変わって前方の軽自動車が発進したことを確認し、公用車（査察車）を発進させたところ、同軽自動車が一旦停止したことに気付かず後方から追突し、当該車両のバックドア等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和8年7月21日、228,899円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

※人身分は令和8年5月8日に専決処分し、6月定例会で報告済み（損害賠償額208,656円）。

報第24号 専決処分の報告について

令和8年6月22日午前11時頃、市内本町5丁目地内の陶都創造館駐車場において、本市職員（秘書広報課所属）が公用車から降車しようと運転席のドアを開けたところ、当該ドアが突風にあおられ同車右側に駐車中の車両の左側面に接触し、同車両の左フロントドア等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和8年8月4日、330,946円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

報第25号 専決処分の報告について

令和8年3月24日午前11時15分頃、市内上山町1丁目地内のDCM21多治見店駐車場において、本市職員（商工観光課所属）が、駐車のため公用車を後進させたところ、同車の後方を通過しようとしたトラックの右側面に衝突し、同車両の燃料タンクを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和8年8月7日、82,258円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

報第28号 令和7年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

令和7年度 健全化判断比率 の状況 岐阜県多治見市	実質赤字比率 （早期健全化基準）	— (12.07)
	通称実質赤字比率 （早期健全化基準）	— (17.07)
	実質公債費比率 （早期健全化基準）	△ 1.5 (25.0)
	将来負担比率	—
	（早期健全化基準）	(350.0)

実質赤字比率	
区分	実質赤字額(単位: 千円、%)
一般会計	(A) △ 4,453,797
土地取得事業特別会計	(B) △ 7,324
市営住宅敷金等特別会計	(C) 0
小計 (A)+(B)+(C)	(D) △ 4,461,121
標準財政規模	(E) 25,244,738
実質赤字比率 (D)÷(E)×100	—

連結実質赤字比率	
区分	実質赤字額(単位: 千円、%)
一般会計	(1) △ 4,453,797
土地取得事業特別会計	(2) △ 7,324
市営住宅敷金等特別会計	(3) 0
水道事業会計	(5) △ 1,133,407
病院事業会計	(6) △ 518,947
下水道事業会計	(7) △ 1,316,150
農業集排水事業会計	(8) △ 2,278
国民健康保険事業特別会計	(12) △ 163,970
介護保険事業特別会計	(13) △ 248,150
後期高齢者医療特別会計	(14) △ 580,24
陸軍集排水事業特別会計	(15) △ 18,761
小計 (1)~(16)	(A) △ 7,920,808
標準財政規模	(B) 25,244,738
連結実質赤字比率 (A)÷(B)×100	—

実質公債費比率					
区分			決算額(単位: 千円、%)		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
分	元利償還金の額	(1)	3,671,828	3,946,679	3,946,679
	（繰上償還及び繰下し償還—一括償還地方債の元金に係る分を除く）	(2)	0	0	0
	繰上一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	(3)	614,761	576,352	604,348
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に充てられ認められる繰入金	(4)	0	0	0
	一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てられ認められる補助金又は負担金	(5)	6,110	6,989	9,829
子	公債費等	(6)	0	0	0
	将来負担比率に係るもの	(7)	1,123,609	1,128,320	1,111,747
	特定財源の額（都市計画税、その他）	(8)	2,846,198	2,696,919	2,464,104
	災害復旧費等に係る標準財政需要額に算入された公債費	(9)	876,603	871,375	882,144
	事業費補正により標準財政需要額に算入された公債費	(10)	68,139	69,451	76,118
母	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び繰上償還金	(A)	△ 622,050	△ 349,512	26,543
	小計（公債費等(1)~(6)－特定算入公債費等(7)~(10)）	(11)	24,232,639	24,689,653	25,244,738
	標準財政規模	(12)	3,790,940	3,637,745	3,422,366
	算入公債費等 (8)~(10)の額	(B)	20,441,699	21,031,908	21,822,372
	小計（標準財政規模(11)－算入公債費等(12)）	(C)	△ 3,043,04	△ 1,661,82	0,121,63
標準年度実質公債費比率 (C)÷(B)×100			△ 1.5%		

将来負担比率					
区分			決算額(単位: 千円、%)		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
分	年度末一般会計等の地方債現在高	(1)	36,512,070	36,512,070	36,512,070
	債務負担行為に基づき支出予定額	(2)	0	0	0
	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	(3)	5,924,156	5,924,156	5,924,156
	組合等の地方債の元金償還に対する当該団体の負担見込額	(4)	0	0	0
	返贈手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	(5)	5,400,114	5,400,114	5,400,114
子	設立法人の負債額等に対する一般会計等負担見込額	(6)	0	0	0
	連結実質赤字額	(7)	0	0	0
	組合等の連結実質赤字額相当額のうち当該団体の一般会計等の負担見込額	(8)	0	0	0
	年度末の充当可能基金現在高	(9)	25,652,030	25,652,030	25,652,030
	特定繰入金見込額(都市計画税等)	(10)	3,906,310	3,906,310	3,906,310
母	地方債現在高等に係る標準財政需要額算入見込額	(11)	35,022,360	35,022,360	35,022,360
	小計（将来負担額(1)~(8)－充当可能財源等(9)~(11)）	(A)	△ 16,744,360	△ 16,744,360	△ 16,744,360
	標準財政規模	(12)	3,422,366	3,422,366	3,422,366
	災害復旧費等に係る標準財政需要額	(13)	2,464,104	2,464,104	2,464,104
	事業費補正により標準財政需要額に算入された公債費	(14)	882,144	882,144	882,144
子	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び繰上償還金	(15)	76,118	76,118	76,118
	小計（標準財政規模(12)－算入公債費等(13)~(15)）	(B)	21,822,372	21,822,372	21,822,372
	標準年度実質将来負担比率 (A)÷(B)×100	(C)	—	—	—

報第29号 令和7年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について

1 収入の増加及び支出の抑制

①収入の増加

債権管理計画で定める収納率の達成、企業誘致による税収増、使用料・手数料等の見直し及び市有財産の一層の有効活用により財源の確保に努めます。

②支出の抑制

公共施設等のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に努めます。

諸納付金の収納率

区分			R6年度①	R7年度②	②－①
市 税	現年課税分	目標	98.90%	98.90%	0.00%
		実績	99.21%	99.12%	△ 0.09%
	滞納繰越分	目標	31.50%	31.50%	0.00%
		実績	32.32%	31.56%	△ 0.76%
諸納付金合計 (市税を含む)	現年課税分	実績	99.10%	98.99%	△ 0.11%
	滞納繰越分		28.27%	27.57%	△ 0.70%

経常経費(普通会計)

区分	R6年度①	R7年度②	②－①
歳出額	315.9億円	326.6億円	10.7億円
歳出構成比	71.0%	66.9%	△ 4.1%

2 市債残高(一般会計負担分)の上限

一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和9年度までに、一般会計で負担すべき残高の合計を470億円、市債の実残高を590億円以内とします。

市債残高

会計名	(1) 一般会計負担分			(2) 実残高		
	R6年度①	R7年度②	②－①	R6年度①	R7年度②	②－①
一般会計	348.5億円	365.1億円	16.6億円	348.5億円	365.1億円	16.6億円
駐車場事業特別会計	—	—	—	1.7億円	1.3億円	△ 0.4億円
水道事業会計	2.9億円	3.5億円	0.6億円	14.7億円	17.4億円	2.7億円
下水道事業会計	69.2億円	67.8億円	△ 1.4億円	138.4億円	135.6億円	△ 2.8億円
農業集落排水事業会計	0.2億円	0.1億円	△ 0.1億円	0.2億円	0.2億円	0.0億円
病院事業会計	17.0億円	18.9億円	1.9億円	34.0億円	37.7億円	3.7億円
合 計	437.9億円	455.4億円	17.5億円	537.5億円	557.3億円	19.8億円

※端数処理により、合計額等が合わない場合があります。

3 基金の適正な管理

(1) 財政調整基金の可処分額を33億円以上確保します。

財政調整基金の可処分額

区分	R6年度①	R7年度②	②－①
財政調整基金残高 A	77.1億円	71.9億円	△ 5.2億円
災害復旧経費留保分 B	15.0億円	15.0億円	0.0億円
リスク引当金 C	0.0億円	0.0億円	0.0億円
可処分額 (A－B－C)	62.1億円	56.9億円	△ 5.2億円

※端数処理により、可処分額等が合わない場合があります。

- (2) 市債償還対策基金(合併特例債分を除く。)は、令和9年度末残高を30億円以上確保します。

市債償還対策基金(合併特例債分を除く)

年度	積立額	取崩額	残高
R3年度	2.1億円	0.0億円	10.7億円
R4年度	2.8億円	0.0億円	13.5億円
R5年度	3.1億円	0.0億円	16.5億円
R6年度	2.1億円	0.0億円	18.6億円
R7年度	1.2億円	0.0億円	19.8億円

※端数処理により、残高が合わない場合があります(以下の基金も同様)。

- (3) 職員退職手当基金は、令和9年度末残高を15億円以上確保します。

職員退職手当基金

年度	積立額	取崩額	残高
R3年度	0.1億円	0.0億円	20.2億円
R4年度	0.1億円	0.0億円	20.3億円
R5年度	0.0億円	0.0億円	20.3億円
R6年度	0.0億円	1.0億円	19.4億円
R7年度	0.1億円	1.3億円	18.1億円

- (4) 庁舎建設基金は、建設費に30億円以上を財源充当できるよう、建設までに7億円以上を積み立てます。

庁舎建設基金

年度	積立額	取崩額	残高
R3年度	1.0億円	0.0億円	21.2億円
R4年度	2.0億円	0.0億円	23.2億円
R5年度	2.0億円	0.0億円	25.3億円
R6年度	4.0億円	0.0億円	29.3億円
R7年度	3.1億円	0.0億円	32.4億円

- (5) 地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。ただし、必要に応じて1億円を超えて取り崩すことができるものとします。

地域振興基金

年度	積立額	取崩額	残高
R3年度	0.0億円	0.7億円	16.4億円
R4年度	0.0億円	0.8億円	15.7億円
R5年度	0.0億円	0.8億円	14.9億円
R6年度	0.0億円	0.8億円	14.2億円
R7年度	0.0億円	1.8億円	12.4億円

議第79号 多治見市歳入等及び公の施設の利用料金の納入方法の特例を定める条例を制定するについて

1 制定趣旨

今後のキャッシュレス決済の導入拡大に資するため、市の歳入等及び公の施設の利用料金の納入方法の特例を定める条例を新規制定する。

2 主な内容

- (1) 市の歳入等のうち当該歳入等の納付事務について指定納付受託者が指定されているものについては、当該歳入等に係る条例の規定にかかわらず、当該指定納付受託者への納付の委託をもって市への納付に代えることができることとする（第2条関係）。
- (2) 市の公の施設の利用料金のうち、別に当該公の施設の指定管理者が定めるものの納入については、当該公の施設の設置及び管理に係る条例の規定にかかわらず、別に指定管理者が定めるところにより行うことができることとする（第3条関係）。

3 施行日等

- (1) 施行日 令和8年10月1日
- (2) 多治見市立学校の設置等に関する条例（昭和39年条例第10号）の一部を改正する。

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

- (1) 産業文化センターにおける経済支援拠点フロア施設（新B I）の運用開始に向けて、使用料の徴収方法として、キャッシュレス決済の導入を検討することとなった。
- (2) キャッシュレス決済に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者への納付の委託による必要がある。
- (3) 指定納付受託者への納付の委託においては、使用者による納付の委託と市への使用料の納付の時期が異なる（納付の委託に対し、市への納付の時期が遅れる）。
- (4) 一般に、公の施設の設置及び管理に関する条例においては、使用料は、使用の許可を得た際に納入することと規定されており、納付の委託による使用料の納付時期の遅れに対応できない。
- (5) このため、多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例（平成4年条例第43号）の一部改正を行い、納入方法の特例を規定することとなるが、今後のキャッシュレス決済の導入拡大に資するため、特例条例を新規制定し、対応することとした。
- (6) なお、公の施設の使用料のみならず、公の施設の利用料金及び市の歳入等全般までカバーできるような形で整備することとした。

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】 パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市公の施設等の使用料及び利用料金の納入方法の特例を定める条例の制定について

[実施期間] 令和8年7月22日から同年8月12日まで

[寄せられた意見と市の回答] 意見なし

議第80号 多治見市印鑑条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行（令和8年6月14日）により、在留カード又は特別永住者証明書に個人番号カードの機能を付加した特定在留カード又は特定特別永住者証明書が発行されることとなり、個人番号カードと同様に取り扱うことが可能となったため、標記条例について、所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 用語の定義に特定在留カード及び特定特別永住者証明書を加える（第2条第6号及び第7号関係）。
- (2) コンビニ等の多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請に用いることができるカード等として、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を加える（第15条第2項第1号関係）。

3 施行日 公布の日

議第81号 多治見市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び改正内容

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の一部改正により生じた条ずれについて、標記条例中の引用箇所を改める（第4条関係）。

2 施行日 令和8年10月1日

議第82号 多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び改正内容

耐用年数が経過し、かつ、老朽化した次の表に掲げる市営住宅について、用途廃止をする（別表関係）。

団地名	建設年度	建設場所	構造	戸数 (廃止前→廃止後)
南姫	昭和37年度	姫町1丁目1番地	簡易耐火構造平家建	0 (6→0)

2 施行日 公布の日

- 議第83号 令和8年度多治見市一般会計補正予算（第3号）
議第84号 令和8年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議第85号 令和8年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議第86号 令和8年度多治見市下水道事業会計補正予算（第2号）
議第87号 令和8年度多治見市病院事業会計補正予算（第1号）

令和8年度 会計別 補正予算表

(単位:千円)

議案番号	会 計 名	補正番号	補正前の額	補正額	補正後の額
議第83号	一 般 会 計	補正第3号	46,691,348	850,237	47,541,585
議第84号	国民健康保険事業特別会計	補正第1号	10,197,936	50,861	10,248,797
議第85号	介護保険事業特別会計	補正第2号	10,720,089	260,583	10,980,672
議第86号	下水道事業会計	補正第2号	6,620,101	26,100	6,646,201
議第87号	病院事業会計	補正第1号	1,384,153	42,921	1,427,074
予	算 総 括 集 計		82,876,452	1,230,702	84,107,154

令和8年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容

(単位:千円)

議第83号

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務費	広報関係費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				61	△ 61
2	総務費	保存文書管理費	保存文書等の集約整備に係る笠原消防会館(地階書庫及び3階大会議室)への書棚設置等に伴う備品購入費等の増額	11,203				11,203
3	総務費	普通財産保全改良事業費	高田テックパーク造成地法面において、土砂の流出があり、早急に措置が必要と判断される箇所の修繕工事及び予防工事に伴う工事請負費の増額	3,842				3,842
4	総務費	庁内情報化施策推進費	戸籍システム更改により令和9年5月から高田郵便局、市之倉郵便局において証明書発行を行うための接続テストに伴う通信運搬費の増額	21				21
5	総務費	大学誘致関係費	中京学院大学に譲渡予定の旧笠原中学校敷地法面の立木を伐採することに伴う委託料等の増額 ※ 財源：ふるさと応援基金繰入金(企業版)	3,998			3,998	
6	総務費	自治組織特定事業等交付金	第20区が実施する高田公民館外部改修工事に伴う交付金の増額 ※ 財源：共栄地区住民福祉事業基金からの繰入金	3,960			3,960	
7	総務費	交通安全啓発費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				399	△ 399
8	総務費	地域公共交通対策関係費	路線バスを運行する交通事業者に対する燃料費高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源：国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	7,320	7,320			

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
9	総務費	自主運行バス事業費	自主運行バスを運行する交通事業者に対する燃料費高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	1,262	1,262			
10	総務費	地域内交通運行支援事業費	地域内交通を運行する交通事業者に対する燃料費高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	1,135	1,135			
11	総務費	戸籍システム更新クラウド化関係事務費	①戸籍総合システム機器等更新の早期実施が必要となったことに伴う委託料の追加 25,190千円 ②戸籍システム更改に伴うネットワーク構築に伴う委託料の追加 5,184千円 ③高田・市之倉郵便局への専用線設置に伴う委託料の追加 957千円	31,331				31,331
12	民生費	厚生統計調査費	生活のしづらさなどに関する調査の実施に伴う調査員へ支払う報酬の追加 ※ 財源: 県支出金	248	248			
13	民生費	後期高齢者医療費	令和7年度決算による後期高齢者医療療養給付費負担金の返還に伴う財源更正				8,318	△ 8,318
14	民生費	介護保険料公費負担繰出金	低所得者保険料軽減負担金の追加交付に伴う繰出金の増額 ※ 財源: 国庫支出金1/2、県支出金1/4	887	665			222
15	民生費	介護保険システム等改修関係費繰出金	介護保険システムDX対応パッケージ導入に係る介護保険システム改修に伴う繰出金の増額	15,908				15,908
16	民生費	後期高齢者医療広域連合納付金	令和7年度決算による後期高齢者医療保健事業費負担金の返還に伴う財源更正				3,236	△ 3,236

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
17	民生費	過年度返還金(福祉医療)	令和7年度決算による県支出金の返還に伴う償還金の追加	29,157				29,157
18	民生費	過年度返還金(障害者自立支援)	令和7年度決算による国庫支出金及び県支出金の返還に伴う償還金の追加	35,461				35,461
19	民生費	過年度返還金(障害者自立支援医療)	令和7年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	13,541				13,541
20	民生費	要電源児者非常用電源整備事業費	非常用電源装置の購入費助成の利用見込み増に伴う補助金の増額 ※ 財源: 県支出金1/2	210	105			105
21	民生費	過年度返還金(生活困窮者自立支援事業費)	令和7年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	241				241
22	民生費	子育て応援事業費(物価高騰対策)	4月2日から11月30日までの出生児1人当たり6,000円分のデジタルギフト支給に伴う委託料の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	2,114	2,067			47
23	民生費	児童手当給付費	令和7年度決算による国庫支出金及び県支出金精算に伴う財源更正		970			△ 970
24	民生費	過年度返還金(児童入所施設措置費等負担金)	令和7年度決算による国庫支出金及び県支出金の返還に伴う償還金の追加	1,358				1,358
25	民生費	過年度返還金(障害児通所支援事業費)	令和7年度決算による国庫支出金及び県支出金の返還に伴う償還金の追加	34,518				34,518

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
26	民生費	過年度返還金(児童扶養手当給付費)	令和7年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	3,822				3,822
27	民生費	過年度返還金(子ども・子育て交付金)	令和7年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	17,744				17,744
28	民生費	過年度返還金(子育てのための施設等利用給付費)	令和7年度決算による国庫支出金及び県支出金の返還に伴う償還金の追加	3,795				3,795
29	民生費	旧児童発達支援センター関係費	令和10年度までに建物解体が必須となる旧発達支援センター「ひまわり」におけるアスベスト含有調査に伴う委託料の増額	1,377				1,377
30	民生費	第2子保育料無償化事業費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				3,214	△ 3,214
31	民生費	(仮称)養正こども園建設事業費	養正小学校附属幼稚園、昭和小学校附属幼稚園及び双葉保育園を統合し、幼保連携型認定こども園「(仮称)養正こども園」を整備するための基本計画策定支援業務及び基本設計業務等に伴う委託料等の追加 ※ 継続費の追加あり	8,924				8,924
32	民生費	過年度返還金(保育)	令和7年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の増額	462				462
33	民生費	過年度返還金(母子)	令和7年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	3,835				3,835
34	民生費	過年度返還金(生活保護扶助費)	令和7年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	50,559				50,559

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
35	衛生費	健康づくり推進事業費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				186	△ 186
36	衛生費	未熟児養育医療給付費	未熟児(1歳未満)の入院費を助成する制度である未熟児養育医療給付費の見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源:国庫支出金1/2、県支出金1/4、令和7年度決算による追加交付あり	3,800	3,870			△ 70
37	衛生費	病院事業会計補助金	①市民病院のLED化改修工事等に伴う補助金(補助率1/2)の増額 ②ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正	39,421			803	38,618
38	衛生費	ごみ収集袋関係費	①中東情勢の影響によるごみ袋の需要増に伴う消耗品費の増額 25,782千円 ②過誤請求防止機能の強化のためのごみ処理手数料データ入力カスマイズ業務に伴う委託料の増額 746千円 ※ 財源:ごみ処理手数料	26,528			26,528	
39	農林水産業費	農業振興助成費	農業者に対する燃料費等価格高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	4,600	4,600			
40	農林水産業費	農用施設維持管理費	①笠原川からの取水用水路の土砂除去に伴う工事請負費の増額 5,100千円 ②大藪町地内の中川支川に架かる農道橋の修繕に伴う工事請負費の増額 7,900千円 ※ 財源:地方債(緊急浚渫推進事業債、緊急自然災害防止対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%))	13,000		13,000		
41	農林水産業費	保健保安林整備費	松坂町1丁目地内における雨水流入及び法面崩落の恐れがある箇所の整備に伴う工事請負費の増額	1,540				1,540
42	農林水産業費	緑地法面維持管理費	住宅地及び近隣道路に影響を及ぼす恐れのある危険木の伐採に伴う委託料の増額	13,695				13,695

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
43	農林水産業費	有害鳥獣捕獲事業費	県の補助金(岐阜県ツキノワグマ対策事業補助金(補助率3/4))を活用し、緊急統制制度の適切な運用を図ることに伴う消耗品費等の増額 ※ 財源:県支出金	926	694			232
44	農林水産業費	林業振興助成費	林業者に対する燃料費等価格高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	2,000	2,000			
45	商工費	新BI構想推進事業費	①10月1日に開所する新BI施設(コワーキングスペース、会議室等)使用料のキャッシュレス決済に伴う手数料の増額 ②ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正	41			342	△ 301
46	商工費	観光宣伝事業費	自主運行バスを運行する交通事業者に対する燃料費高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	94	94			
47	商工費	全市的催事助成費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				282	△ 282
48	商工費	ロケツアーリズム推進事業費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				110	△ 110
49	商工費	意匠研究所管理運営費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				1,188	△ 1,188
50	商工費	人材育成事業費	研究生数増加に伴い卒業制作展会場をセラミックパークMINO展示ホールBに変更することに伴う使用料等の増額 ※ 卒業制作展2027 会期:2月19日(金)～21日(日)	684				684
51	商工費	国際交流関係事業費	2030年IAC総会日本大会及び国際陶磁器フェスティバル美濃'27のPRのため、オーストラリア各都市の関連施設を訪問することに伴う旅費等の増額	2,400				2,400

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
52	土木費	建設業者燃料等価格高騰 対策支援事業費	電気設備工事業者に対する燃料等価格高騰に係る支援に伴う 補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時 交付金)	7,900	7,900			
53	土木費	建設業者燃料等価格高騰 対策支援事業費	建設業者に対する燃料等価格高騰に係る支援に伴う補助金の 追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時 交付金)	5,200	5,200			
54	土木費	建設業者燃料等価格高騰 対策支援事業費	建設業者に対する燃料等価格高騰に係る支援に伴う補助金の 追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時 交付金)	7,800	7,800			
55	土木費	道路橋りょう維持費	市内道路修繕の増等に伴う工事請負費の増額	10,000				10,000
56	土木費	橋りょう長寿命化事業費	①明和歩道橋改修工事において、物価高騰による塗装関連費 用の増に伴う工事請負費の増額 21,000千円 ②南姫歩道橋において階段部に通行に影響がある破損が発見 され、早期に補修が必要となったことに伴う工事請負費の増額 40,000千円 ※ 財源: 国庫補助金、地方債(公共事業等債) 充当率90%、交 付税措置率20%	61,000	26,285	19,400		15,315
57	土木費	道路施設点検事業費	橋りょう点検事業費の入札差金による委託料の減額 ※ 財源: 国庫補助金	△ 15,072	△ 9,939			△ 5,133
58	土木費	道路改良事業費(単独)	市道舗装・側溝改良箇所の増等に伴う工事請負費等の増額 ※ 財源: 地方債(緊急自然災害防止対策事業債(充当率 100%、交付税措置率70%))	211,229		211,200		29
59	土木費	交通安全施設整備費	地区要望、通学路点検による整備箇所の増等に伴う工事請負費 の増額	8,000				8,000

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
60	土木費	河川維持費	地区要望による河川内の土砂浚渫及び改修に伴う工事請負費の増額 ※ 財源: 地方債(緊急浚渫推進事業債、緊急自然災害防止対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%))	14,500		14,500		
61	土木費	浸水対策事業費	浸水対策のための笠原地区においての排水路整備工事について、施工時期平準化のため、次年度整備予定を前倒しすることに伴う工事請負費の増額	40,000				40,000
62	土木費	老朽空き家等対策関係費	予納金返還に伴う財源更正				150	△ 150
63	土木費	過年度返還金(空き家対策総合支援事業)	所有者不明土地・建物の申立時に納付した予納金について、申立案件完了後に裁判所から返還され、返還された予納金のうち国庫補助金相当分の返還に伴う償還金の追加 ※ 財源: 諸収入	150			150	
64	土木費	建設業者燃料等価格高騰対策支援事業費	緑化・造園事業者に対する燃料等価格高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	1,600	1,600			
65	土木費	(都)音羽小田線道路改良事業費(公共)	①相続放棄により相続人不存在となる土地について、相続財産清算人制度活用により境界立会等を円滑に進めるための手数料等の増額 2,020千円 ②上野町地内の用地測量業務に係る委託料の増額 11,242千円	13,262				13,262
66	土木費	公園施設整備費	①寄附金採納により喜多緑地にベンチを設置することに伴う工事請負費の増額 149千円 ②共栄公園における老朽化した施設撤去に伴う工事請負費の増額 2,134千円 ③笠原町森裏及び栄町3丁目において、地元から撤去の要望を受けたポケットパーク等の整備に伴う工事請負費の増額 4,687千円 ④令和7年度決算による企業版ふるさと応援寄附金の基金積立額の確定等に係る財源更正	6,970		△ 1,000	1,160	6,810

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
67	土木費	市営住宅施設整備費	①令和7年度末に用途廃止した南姫団地27棟(4戸)に隣接した26棟(6戸)が退去に伴い用途廃止するため、2棟併せて解体工事を行うことによる工事請負費の増額 33,930千円 ②量水器の来年度値上がりを見据え高根(中層)団地の量水器取替工事にE棟を追加することに伴う工事請負費の増額 3,049千円	36,979				36,979
68	消防費	防災情報提供費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				794	△ 794
69	教育費	小中一貫教育校調査研究費	令和5年度の寄附金を財源としたインフォメーションディスプレイ購入に伴う備品購入費の追加 ※ 財源:教育振興基金繰入金	232			232	
70	教育費	小学校管理費	寄附金採納に係る図書購入に伴う備品購入費の増額	100			100	
71	教育費	要保護児童等就学援助費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				987	△ 987
72	教育費	要保護生徒等就学援助費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				988	△ 988
73	教育費	過年度返還金(子育てのための施設等利用給付費)	令和7年度決算による国庫支出金及び県支出金の返還に伴う償還金の追加	34,635				34,635
74	教育費	公民館管理運営費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				9,404	△ 9,404
75	教育費	生涯スポーツ普及活動費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				243	△ 243

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
76	教育費	体育施設整備費	令和7年度決算による企業版ふるさと応援寄附金の基金積立額の確定に伴う財源更正			△ 4,700	6,002	△ 1,302
77	教育費	学校給食地産地消推進事業費	県が今年度から実施する「学校給食県産農産物導入促進支援事業」の活用により、地元農産物を給食に使用することに伴う補助金の増額 ※ 財源：県支出金	8,790	8,790			
78	教育費	学校給食無償化事業費	令和7年度決算による企業版ふるさと応援寄附金の基金積立額の確定に伴う財源更正				△ 19,500	19,500
合 計（補正額総額）				850,237	72,666	252,400	53,335	471,836

令和8年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第3号)

(単位:千円)

内 容		金 額
1 市	税	
2 地	方 譲 与 税	
	自 動 車 重 量 譲 与 税	
3 利	子 割 交 付 金	
	地 方 揮 発 油 譲 与 税	
4 配	当 割 交 付 金	
5 株	式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	
6 法	人 事 業 税 交 付 金	
7 地	方 消 費 税 交 付 金	
8 ゴ	ル フ 場 利 用 税 交 付 金	
9 環	境 性 能 割 交 付 金	
10 国	有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	
11 地	方 特 例 交 付 金	
12 地	方 交 付 税	普 通 交 付 税
		特 別 交 付 税
13 交	通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	
20 繰	入 金	財 政 調 整 基 金 繰 入 金
		(う ち 可 処 分)
21 繰	越 金	(う ち 災 害 留 保 分)
		471,836
22 諸	収 入	市 預 金 利 子
23 市	債 償	債 臨 時 財 政 対 策 債
そ	の 他 一 般 財 源	
合 計		471,836

令和 8 年 度 一 般 会 計 予 算 (補 正 第 3 号) の 主 要 内 容

(継 続 費)		(単位:千円)					
項 目	番 号	事 業 名	総 額	年 度	年 割	財 源	内 訳
継 続 費 の 加 追	1	(仮称)養正こども園基本計画及び基本設計 事業	36,252	8		国県支出金	一般財源
					4,891		4,891
				9			7,336
				10			24,025
				計			36,252

(繰越明許費)		(単位:千円)					
項 目	番 号	事 業 名	金 額	財 源			内 訳
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
繰 越 明 許 費	1	戸籍システム更新クラウド化関係事務費 (戸籍総合システム機器等更新業務委託)	25,190				25,190
	2	道路改良事業費(単独) (側溝整備工事 大針町)	14,000		14,000		
	3	道路改良事業費(単独) (側溝整備工事 旭ヶ丘10)	8,000		8,000		
	4	道路改良事業費(単独) (舗装整備工事 根本町3)	8,100		8,100		
	5	道路改良事業費(単独) (法面整備工事 西坂町3)	16,000		16,000		
	6	道路改良事業費(単独) (法面整備工事 富士見町)	16,000		16,000		
	7	道路改良事業費(単独) (側溝整備工事 大畑町大洞)	9,800		9,800		
	8	浸水対策事業費 (浸水対策工事 笠原町)	40,000				40,000
	9	(都)音羽小田線道路改良事業費 (測量設計試験委託料)	11,242				11,242

(債務負担行為)

(単位:千円)

項 目	番 号	事 項	期 間	限 度 額	財 源			内 訳	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
債務負担行為の追加	1	産後ケア事業業務委託(市民病院分)	令和9年度から 令和11年度まで	1子当たり3万円に日数を乗じて得た額から利用者負担額を控除して得た額と加算額(1泊当たり3.5万円又は1産婦1日当たり7,000円若しくは1子1日当たり14,100円(うち多胎児加算5,000円)を上限とする。)の合算額	限度額の4分の3				限度額の4分の1
	2	胃がん検診業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	1件あたり7,200円に受診者数を乗じ消費税相当額を加算した額					限度額に同じ
	3	乳がん検診業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	1件あたり6,100円に受診者数を乗じ消費税相当額及び自己負担免除相当額を加算した額					限度額に同じ
	4	大腸がん検診業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	1件あたり1,400円に受診者数を乗じ消費税相当額及び自己負担免除相当額を加算した額					限度額に同じ
	5	結核・肺がん検診業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	1件あたりの単価に受診者数を乗じ消費税相当額を加算した額 ・一次検診1,800円/件 ・車椅子検診・肺がん検診2,200円/件					限度額に同じ

特別会計の主な事業内容

議第84号

会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳	
					国庫支出金	地方債	その他	繰 越 金	
国民健康保険事業 特別会計 (補正第1号)	1	特定健康診査・保健指導負担金返還金	令和7年度決算による県支出金の返還に伴う償還金の追加	9,812					9,812
	2	国民健康保険保険給付費等交付金返還金	令和7年度決算による県支出金の返還に伴う償還金の追加	41,049					41,049
	合 計			50,861					50,861

議第85号

会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳	
					国庫支出金	地方債	その他	繰 越 金	
介護保険事業 特別会計 (補正第2号)	1	介護保険システム等改修関係費	介護保険システムDX対応パッケージ導入に係る介護保険システム改修に伴う委託料の増額 ※ 財源：繰入金	15,908			15,908		
	2	介護給付費準備基金積立金	令和7年度決算に係る前年度繰越金等を介護給付費準備基金に積み立てる積立金の増額 ※ 財源：国庫補助金、県補助金、介護保険料公費負担繰入金	198,167	5,638		887		191,642
	3	国庫支出金過年度還付金(介護給付費負担金)	令和7年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	26,924					26,924
	4	県支出金過年度還付金(介護給付費負担金)	令和7年度決算による県支出金の返還に伴う償還金の追加	19,584					19,584
合 計				260,583	5,638		16,795		238,150

企業会計の主な事業内容

議第86号

(単位:千円)

会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額
下 水 道 事 業 会 計 (補 正 第 2 号)	1	営業費用 (雨水管渠費)	大規模下水道管路修繕に係る修繕費の増額	26,100
合 計				26,100

議第87号

(単位:千円)

会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額
病 院 事 業 会 計 (補 正 第 1 号)	1	病院医業費用 (経費)	徴収委託手数料の見込み増に伴う委託料の増額	3,500
	1	病院医業費用 (その他医業費用)	市民病院のLED化改修工事等に伴う補助金(補助率 1/2)の増額	39,421
合 計				42,921

財政判断指数の見込み

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	經常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第3号)	6.3	77.2	25.7	93.7	△ 2,200,000
財政判断指数 (補正第2号)	6.6	77.1	21.8	93.6	△ 490,000
財政判断指数 (補正第1号)	6.6	77.1	21.8	93.6	△ 490,000
財政判断指数 (当初予算)	6.5	76.9	21.8	93.4	△ 510,000
財政判断指数(目標値)	7.0	79.0	15.0	95.0	—
財政判断指数(基準値)	10.0	82.0	7.5	98.0	—

議第88号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 一金 1,689,600,000円
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市昭和区福江三丁目7番7号
東邦ガスエナジーエンジニアリング株式会社
代表取締役 玉田 勝也

【参考】

随意契約理由：

公募型プロポーザル方式により、地域経済への貢献、災害時の避難所環境充実設備としての機能を有する製品の調達、施工時の安全確保や学校運営への配慮等の視点で総合評価し、最も優れた提案であると評価した事業者と随意契約を締結するもの。

公募型プロポーザル：

- ・参加者 2者
- ・プロポーザル審査日 令和8年7月17日
- ・審査結果 東邦ガスエナジーエンジニアリング株式会社 154点／200点
A社 122点／200点

事業概要：

1 事業内容

避難所環境及び教育環境の充実を図るため、市立小中学校体育館（17校）において、令和8年度から令和9年度までの2か年で事業者が設計及び施工を一括して行い、整備が完了した空調機を市が買い取るもの。

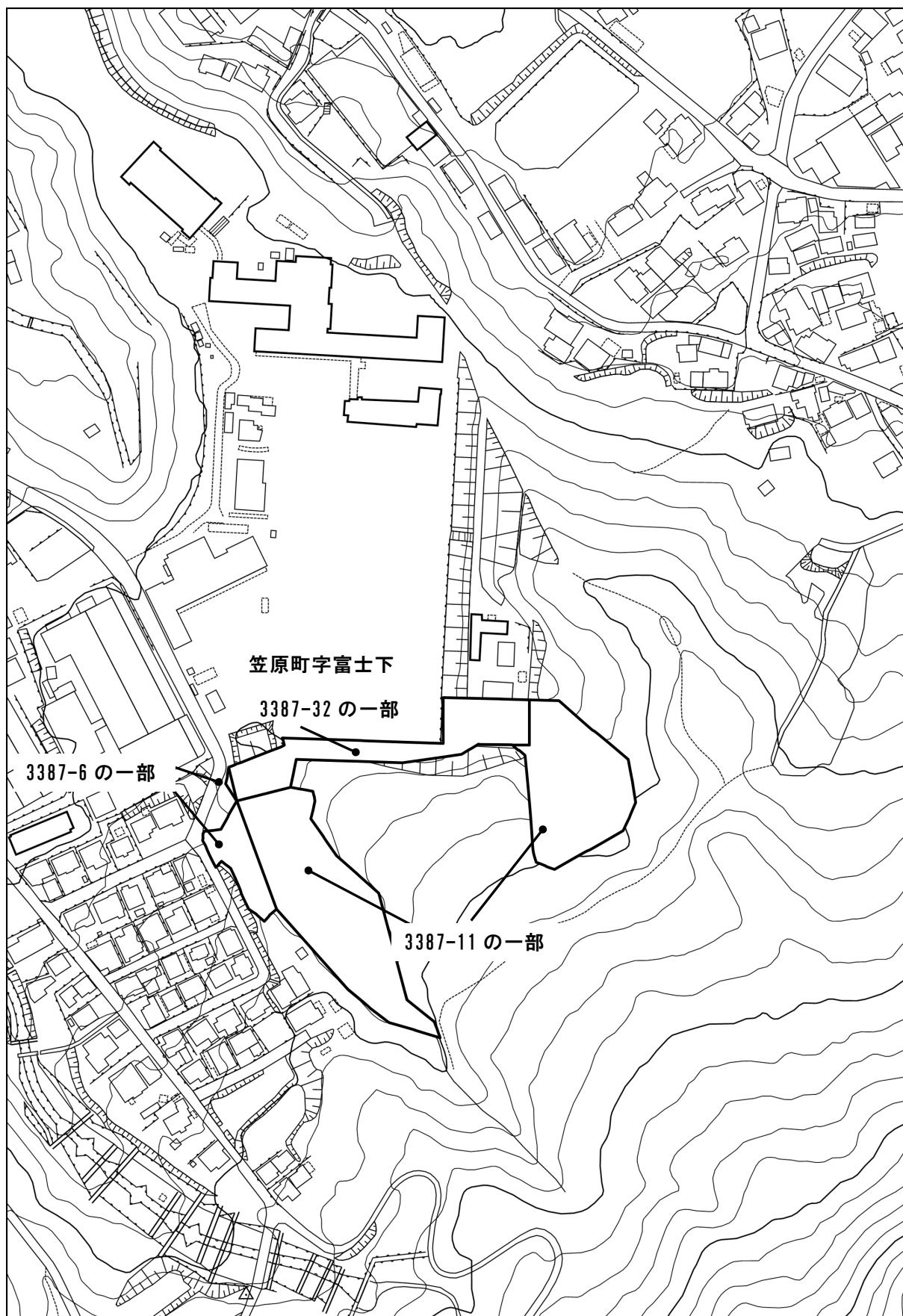
2 納入物件：市立小中学校体育館指定避難所（17校）空調機一式

3 履行期間：契約日～令和10年3月31日 仮契約日：令和8年7月31日

議第89号 土地の処分について

次の土地を処分することとする。

- 1 所在地番 多治見市笠原町字富士下3387番6の一部、3387番11の一部及び3387番32の一部
- 2 地目 山林、保安林、学校用地
- 3 処分予定面積 10,049.64平方メートル
- 4 処分予定価格 一金 20,437,773円
- 5 処分の相手方 多治見市小田町4丁目8番地の6
分任支出負担行為担当官
中部地方整備局多治見砂防国道事務所長 熊澤 至朗



議第90号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市勤労者センター
- 2 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地
公益財団法人多治見市文化振興事業団
理事長 青山 崇
- 3 指定期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 提案全体について	30	26.0
2. 施設管理について	30	26.0
3. 収支計画について	15	15.0
4. 申請団体について	25	22.0
評価合計点	100	89.0
	最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点		他の応募団体なし
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	35,181千円	35,181千円

議第91号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市豊岡駐車場
多治見市豊岡原動機付自転車駐車場
- 2 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地
公益財団法人多治見市文化振興事業団
理事長 青山 崇
- 3 指定期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
１．提案内容の妥当性について	80	71.0
２．中心市街地活性化や街のにぎわい	20	17.0

づくりに資する事業提案がなされているか			
評価合計点		100	88.0
		最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点		A団体	76.0
施設使用料の支払い	指定管理者は、施設使用料として、次に掲げる額を市に支払うものとする。		
	令和9年度	ア 年度当たり2,991,000円 イ 1年間の総売上から27,755,000円を除いた額の2割の額	
	令和10年度	ア 年度当たり2,991,000円 イ 1年間の総売上から27,755,000円を除いた額の2割の額	
	令和11年度	ア 年度当たり2,991,000円 イ 1年間の総売上から27,755,000円を除いた額の2割の額	

議第92号 多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協議について

議第93号 多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協議について

議第94号 多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協議について

議第95号 多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協議について

1 経緯

東濃5市における証明書の広域交付サービスについて、広域相互発行用FAXの後継機の開発見込みがなく、サービス継続が困難になっていること、また一方で、コンビニ交付サービスが普及し、広域交付の必要性が薄れてきていることから、東濃5市証明書等広域交付連絡会議で、令和8年度をもって、広域交付サービスを終了する方針が確認された。

2 廃止趣旨

多治見市と中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約をそれぞれ廃止する。

3 施行日 令和9年4月1日

議第96号 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に関する協議について

1 改正趣旨及び改正内容

本市、瑞浪市及び土岐市の3市において、共同で広域のごみ焼却施設の整備を進めるに当たり、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務に新たに「広域のごみ焼却施設の設置及び管理運営に関する事務」を追加する（第3条関係）。

2 施行日 令和9年4月1日

議第97号 第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

本市の保育・教育施設の計画的整備に向け、総合計画基本計画を変更する。

【変更前】

政策の柱1 子育て世代が選び、住み続けたくなるまちづくり		
施策7 保育・教育施設等の整備		
3	笠原校区における幼保小中一貫教育を更に推進するため、小中一貫教育校（義務教育学校）を整備します	教育総務課
4	I C Tを活用した教育環境を整備・更新します	教育総務課
5	精華小学校を建て替えます	教育総務課

【変更後】

政策の柱1 子育て世代が選び、住み続けたくなるまちづくり		
施策7 保育・教育施設等の整備		
3	養正小学校附属幼稚園、昭和小学校附属幼稚園、双葉保育園を統合し、幼保連携型認定こども園の整備を進めます	保育幼稚園課
4	笠原校区における幼保小中一貫教育を更に推進するため、小中一貫教育校（義務教育学校）を整備します	教育総務課
5	I C Tを活用した教育環境を整備・更新します	教育総務課
6	精華小学校を建て替えます	教育総務課

【市民参加状況報告（議会基本条例第13条第4号関係）】

1 パブリック・コメント手続

〔案 件〕 総合計画基本計画の変更について（幼保）

〔実施期間〕 令和8年4月20日から同年5月20日まで

〔寄せられた意見と市の回答〕 意見なし

2 多治見市事業評価委員会

〔案 件〕 第8次多治見市総合計画基本計画の追加について

〔期 日〕 令和8年7月22日

〔主な意見と市の回答〕

（意見の要旨）（1）園を集約すると保育園、幼稚園の先生は余らないか。

（2）最終的に2園がなくなるが、避難所に指定されているのか。また、指定されている場合、代替の避難所をどう確

保するのか。

(3) 閉園する2園の跡地はどうなるのか。

(4) 現時点でのコスト想定はいくらか。

(5) 幼稚園では支援児が増えていると聞いているが、新しくできる園は支援児にも対応できる園となるか。

(市の回答)(1) 保育士は不足しており、他の園で活躍してもらうことができるため余ることはない。

(2) 避難所の指定を受けている園もあるが、学校の方が避難所としては優れているため、今後は学校を利用してもらう。

(3) これから検討する。

(4) 建築手法にもよるが、仮に全てを建て替えた場合は、20億円程度になるのではないかと推計している。

(5) 受け入れる体制を整えていく。

議第98号 第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

多治見市史編さん事業の本格実施に伴い、総合計画基本計画を変更する。

【変更前】

政策の柱4 多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくり		
	施策4 文化・芸術振興	
	5	新たな市史の編さん体制を研究します

【変更後】

政策の柱4 多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくり		
	施策4 文化・芸術振興	
	5	多治見市制100周年に向けて、新たな市史を編さんします

【市民参加状況報告（議会基本条例第13条第4号関係）】

1 パブリック・コメント手続

〔案 件〕 多治見市史編さん事業の本格化に伴う総合計画基本計画の変更について

〔実施期間〕 令和8年7月17日から同年8月12日まで

〔寄せられた意見と市の回答〕 意見なし

2 多治見市事業評価委員会

〔案 件〕 第8次多治見市総合計画基本計画の変更について

〔期 日〕 令和8年7月22日

〔主な意見と市の回答〕 意見なし

議第99号 多治見市教育委員会教育長の任命について

仙石 浩之（せんごく ひろゆき）教育長が令和8年9月30日に任期満了となるため、同氏を引き続き、多治見市教育委員会教育長に任命する。

議第100号 多治見市教育委員会委員の任命について

鈴木 亜紀子（すずき あきこ）委員が令和8年9月30日に任期満了となるため、同氏を引き続き、多治見市教育委員会委員に任命する。

【参考】

委員数：4人

職務：教育委員会の構成員として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条各号に掲げられた職務権限の適正な行使を担う。

（多治見市教育委員の職務に関する要綱（平成22年教育委員会告示第31号）第2条）

議第101号 多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について

大野 聖（おおの さとし）委員が令和8年9月29日に任期満了となるため、同氏を引き続き、多治見市固定資産評価審査委員会委員に選任する。

【参考】

委員数：3人

委員会の目的：固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する。

（地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第1項）

議第102号 多治見市公平委員会委員の選任について

松岡 正延（まつおか まさのぶ）委員が令和8年9月29日に任期満了となるため、同氏を引き続き、多治見市公平委員会委員に選任する。

【参考】

委員数：3人

所掌事務：（1）職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

（2）職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

（3）前2号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

（4）前3号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項）

議第103号 多治見市子どもの権利擁護委員の選任について

原科 佐登己（はらしな さとみ）委員が令和8年9月30日に任期満了となるため、松澤 朗（まつざわ あきら）氏を新たに多治見市子どもの権利擁護委員に選任する。

【参考】

委員数：3人

- 職務：（１）子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。
- （２）子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること。
- （３）前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。
- （多治見市子どもの権利に関する条例（平成15年条例第27号）第14条）

諮第1号 人権擁護委員の推薦について

谷口 千鶴（たにぐち ちづる）委員、坂崎 京子（さかざき きょうこ）委員、河人 宗寿（かわひと むねとし）委員及び加藤 明子（かとう あきこ）委員が令和8年12月31日に任期満了となるため、4氏を引き続き、人権擁護委員として推薦する。

【参考】

委員数：10人

- 職務：（１）自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと。
- （２）民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- （３）人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。
- （４）貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。
- （５）その他人権の擁護に努めること。
- （人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第11条）